

第1回 東京都北区障害者雇用推進委員会作業部会 次第

(日時) 令和3年6月30日(水)

午前10時00分

(場所) 書面開催

1 開会

2 議題

(1) 第1回障害者雇用推進委員会(概要)について 資料1

(2) 令和3年度作業部会スケジュールについて 資料2

(3) 第2回作業部会に向けた論点整理について 資料3-1、3-2

3 その他

次回開催日程について 7月下旬頃

4 閉会

<資料>

資料1 第1回障害者雇用推進委員会(概要)

資料2 令和3年度作業部会スケジュール

資料3-1 第2回作業部会に向けた論点整理

資料3-2 参考 人的サポート体制の目指すべき姿

<参考>

参考資料1 東京都北区障害者雇用推進委員会設置要綱

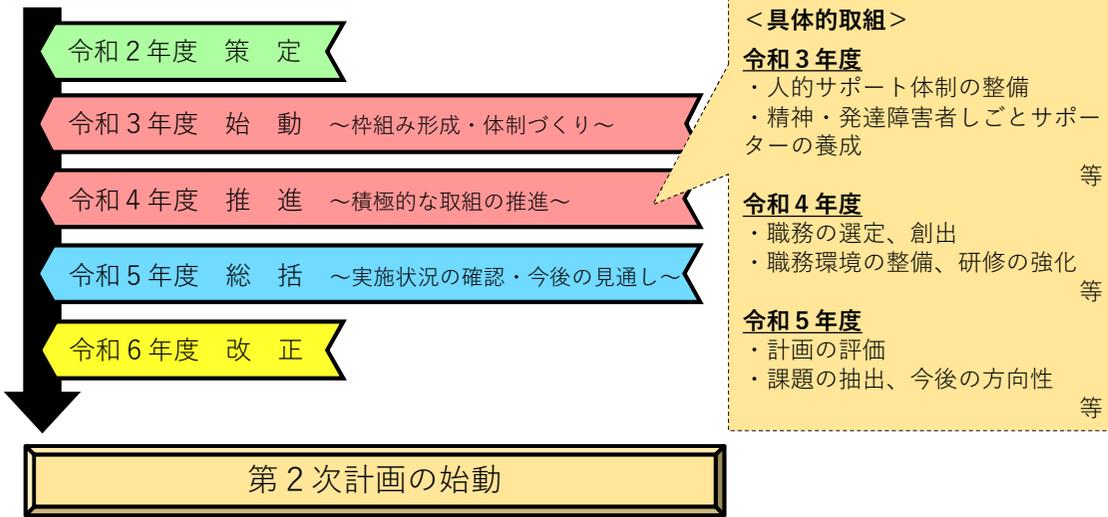
参考資料2 東京都北区障害者雇用推進委員会下命事項の検討について(通知)(写)

1 役割・計画推進フロー

❖ 委員会の役割

北区障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）の実施状況を一元的に把握・点検し、次期計画を検討するとともに障害がある職員がその障害特性や個性に応じ、能力を最大限に発揮して活躍できる取組を推進する。

❖ 第1次計画推進フロー



2 作業部会の設置

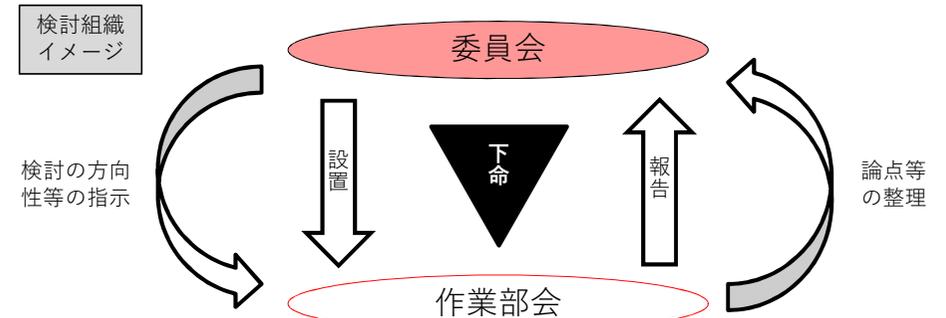
❖ 作業部会の位置づけ

- 委員会は、前条各号に掲げる事項の検討に必要な調査等を行わせるため、委員会の下に作業部会を設置することができる。
- 前項の作業部会の部会長及び部会員は、委員長が指名する。

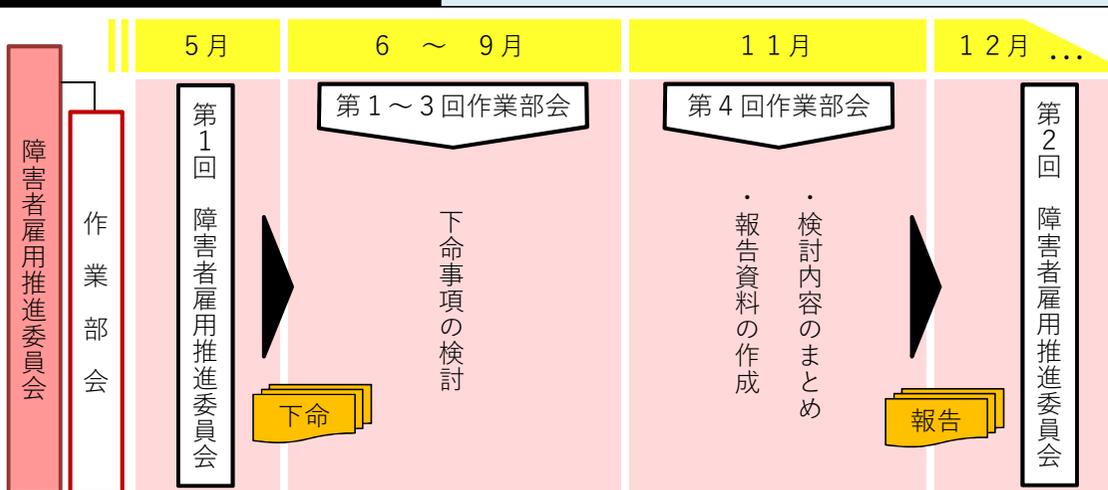
【東京都北区障害者雇用推進委員会設置要綱第3条4項・第5項】

❖ 作業部会設置の趣旨

障害がある職員がその障害特性や個性に応じ、能力を最大限に発揮して活躍できる取組を積極的に推進していくためには、**障害がある職員をメンバーに加えた実務者レベル**での意見交換や調査・検討の場が必要



3 令和3年度スケジュール



4 令和3年度検討下命事項

❖ 3つの検討下命事項

- 「サポート体制の整備」
相談サポート体制の構築、相談窓口の明確化
情報伝達方法の検討 等
- 「精神・発達障害者しごとサポーターの養成」
養成講座の受講勧奨方法の検討、勧奨対象者の抽出基準の検討 等
- 「職員研修」
意識啓発に係る研修の充実、キャリア形成に係る研修の充実 等

上記事項について検討し、東京都北区障害者雇用推進委員会に報告する

令和3年度作業部会スケジュール

月	会議体	検討事項	内 容
6月	第1回作業部会	サポート体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 委員会資料説明（概要） 令和3年度スケジュール サポート体制についての論点整理
7月	第2回作業部会	サポート体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 相談サポート体制等の構築について 情報伝達方法等の検討 次回検討課題の論点整理 等
8月			
9月	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 精神・発達障害者しごとサポーターの養成 職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座の受講勧奨方法の検討 勧奨対象者の抽出基準の検討 意識啓発に係る研修の充実 等
10月			
11月	第4回作業部会	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果について 検討内容のまとめ 委員会報告資料の作成 等
12月	第2回委員会		<ul style="list-style-type: none"> 検討結果報告 引続き検討事項 次年度への課題 等

意見募集

アンケート調査の実施



サポート体制の整備における論点

- 現在北区では、障害がある職員をサポートする体制が明確に示されているわけではなく、相談があった際に個別に対応している状況である。
- サポート体制の整備については、「北区障害者活躍推進計画」の中で人的サポート体制のイメージ図を示しているところである。（資料3-2参照）
- イメージ図を参考に、サポート体制の構築に向けて、以下の論点について検討していく。

論点①

相談サポート体制の構築・相談窓口の明確化

- 職業生活に関する身近な相談を受ける役割として、障害者雇用推進支援者（支援担当者）の設置及びその条件等を検討
- 相談体制を体系的に整理
- 相談内容に応じた相談経路及び基準等の検討

論点②

関係各所との連携体制の構築

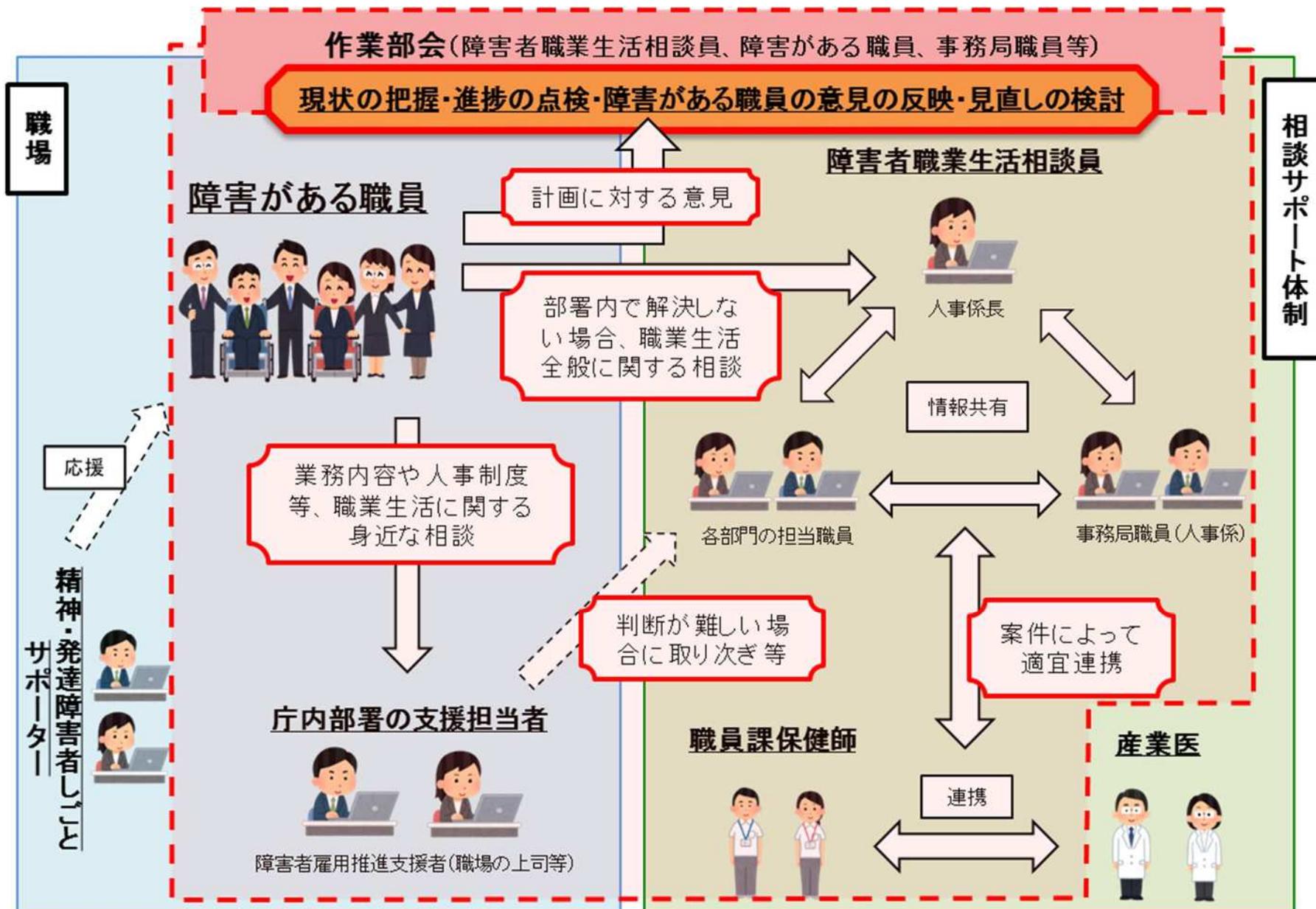
- 障害者雇用推進支援者や障害者職業生活相談員、産業医等との連携体制等の検討
- 就労支援機器（PCディスプレイ等）のスムーズな配備に向けた連携体制等の検討

論点③

情報共有・情報伝達方法の整理

- プライバシー保護の観点を踏まえた情報共有・情報伝達方法の検討

- 人的サポート体制のイメージ図（「北区障害者活躍推進計画」 p11抜粋）



東京都北区障害者雇用推進委員会設置要綱

2北総職第3628号
令和3年3月31日区長決裁

(設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づく北区障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）の実施状況を一元的に把握・点検し、次期計画を検討するとともに、障害がある職員がその障害特性や個性に応じ、能力を最大限に発揮して活躍できる取組を推進していくため、東京都北区障害者雇用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の実施状況の把握・点検に関する事項
- (2) 計画の策定・変更等に関する事項
- (3) その他障害者の活躍の推進に関し、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は総務部職員課長を、副委員長は教育委員会事務局教育振興部教育政策課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、必要に応じて委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員会は、前条各号に掲げる事項の検討に必要な調査等を行わせるため、委員会の下に作業部会を設置することができる。
- 5 前項の作業部会の部会長及び部会員は、委員長が指名する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

政策経営部企画課長
政策経営部財政課長
政策経営部情報政策課長
総務部総務課長
総務部多様性社会推進課長
健康福祉部障害福祉課長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長
区議会事務局次長



参考資料 2

3北総職第1419号
令和3年5月20日

東京都北区障害者雇用推進委員会作業部会
部会長 様

東京都北区障害者雇用推進委員会
委員長 加藤 富男

東京都北区障害者雇用推進委員会下命事項の検討について

東京都北区障害者雇用推進委員会設置要綱第3条第4項により設置した作業部会に、下記事項について検討を下命する。

記

1 部会名

東京都北区障害者雇用推進委員会作業部会

2 下命事項

- (1)「サポート体制の整備」について検討し、東京都北区障害者雇用推進委員会に報告すること。
- (2)「精神・発達障害者しごとサポーターの養成」について検討し、東京都北区障害者雇用推進委員会に報告すること。
- (3)「職員研修」について検討し、東京都北区障害者雇用推進委員会に報告すること。